

7	<p>(A)とは、障害等の有無に関わらず、すべての人に普通の生活をすることを保障しようとする理念をいう。</p> <p>(A)の理念は、当初、デンマークの(B)運動の中でスタートしたが、その後、身体障害者や精神障害者などの障害者福祉全体の運動に広がり、さらに高齢者福祉などの領域でも用いられるようになって、今日では、すべての福祉分野に共通する基本理念となっている。</p>	<p><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/></p>
8	<p>(A)とは、社会的に排除・差別されやすい人を社会の中に取り込んでいこうという理念をいう。</p> <p>1980年代から1990年代にかけてヨーロッパで普及してきた理念であり、「(B)」あるいは「(C)」などと訳される。(B・C順不同)</p>	<p><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/></p>
9	<p>(A)(生活の質)は、援助者側からの視点である(B)(日常生活動作)重視の援助に対する批判として広がった理念であり、個人の生活に関する主観的な満足感、達成感などを意味する。</p>	<p><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/></p>
10	<p>世界保健機関(WHO)は、1980年の国際障害分類(I C I D H)では、障害を「機能障害」「能力低下」「(A)」の3つの枠組みで示したが、それを改めた2001年以降の国際生活機能分類(I C F)では、生活機能と障害を「心身機能・身体構造」「活動」「(B)」の3つの次元で捉えるとともに、「(C)因子」「個人因子」といった「背景因子」との相互作用に着目している。</p>	<p><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/></p>
11	<p>バリアフリーが、障害のある人が生活するうえでの障壁を除去することをめざす考え方であるのに対して、(A)は、初めからすべての人が、障害の有無や年齢に関わらず利用できること、すべての人にとって使いやすい製品、環境、情報づくりを行うことをめざす考え方である。</p>	<p><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/></p>
12	<p>(A)とは、意思表示が困難な利用者等に代わって、援助者が権利や日常生活のニーズを主張することをいい、代弁、権利擁護などと訳される。</p>	<p><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/></p>
13	<p>アカウントビリティとは、福祉サービスなどの公共性の高い事業について、利用者、住民などに対して、事業内容等について(A)する責任をいう。</p>	<p><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/></p>

《第3節 社会福祉施設》

1	<p>児童福祉施設とは、①助産施設、②（ A ）、③（ B ）施設、④保育所、⑤（ C ）型認定こども園、⑥児童厚生施設、⑦児童養護施設、⑧障害児入所施設、⑨（ D ）センター、⑩児童心理治療施設、⑪児童自立支援施設、⑫児童家庭支援センターの12種類の施設をいう（児童福祉法7条1項：条文集p43）。</p> <p>【参照 同法36条～44条の2：条文集p50～53】</p>	<p><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/></p>
2	<p>（ A ）は、（ B ）（要保護女子を収容保護するための施設）を設置することができる（売春防止法36条）。</p>	<p><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/></p>
3	<p>都道府県、市町村、社会福祉法人その他の者は、母子家庭の母および父子家庭の父ならびに児童が、その心身の健康を保持し、生活の向上を図るために利用する（ A ）を設置することができる（母子及び父子並びに寡婦福祉法38条：条文集p61）。</p> <p>母子・父子福祉施設は、①母子・父子福祉センター、②（ B ）の2種類とする（同法39条2項1号：条文集p61）。</p>	<p><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/></p>
4	<p>生活保護法による保護施設は、①（ A ）施設、②更生施設、③医療保護施設、④（ B ）施設、⑤宿所提供施設の5種類とする（同法38条：条文集p37・38）。（A・B順不同）</p>	<p><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/></p>
5	<p>老人福祉施設とは、①老人デイサービスセンター、②老人短期入所施設、③養護老人ホーム、④（ A ）ホーム、⑤軽費老人ホーム、⑥老人福祉センター、⑦（ B ）センターの7種類の施設をいう（老人福祉法5条の3：条文集p66）。</p>	<p><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/></p>
6	<p>（ A ）とは、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設（のぞみの園その他厚生労働省令で定める施設を除く。）をいう（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律5条11項：条文集p82）。</p>	<p><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/></p>
7	<p>（ A ）とは、障害者等を通わせ、創作的活動または生産活動の機会の提供、（ B ）の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律5条27項：条文集p82）。</p>	<p><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/></p>

＜ソーシャルワークの体系＞

ソーシャルワーク	直接援助技術	個別援助技術(ケースワーク)
		(A)
	(B)	地域援助技術(コミュニティワーク)
		社会福祉調査法(ソーシャルワーク・リサーチ)
		社会福祉運営管理(ソーシャル・アドミニストレーション)
		社会活動法(ソーシャル・アクション)
		社会福祉計画法(ソーシャル・プランニング)
	(C)	ネットワーク
		ケアマネジメント
		スーパービジョン
カウンセリング		
コンサルテーション		

《第2節 相談援助(ソーシャルワーク)の方法と技術》

1	<p>ソーシャルワークにおいて援助者がとるべき基本的姿勢については、(A) が示した「(A) の7原則」が広く知られている。</p> <p>「(A) の7原則」は、①個別化の原則、②意図的な(B) の原則、③統制された(C) の原則、④受容の原則、⑤(D) 態度の原則、⑥(E) の原則、⑦秘密保持の原則からなる。</p>	□□□
2	<p>ソーシャルワークは、一般に、ケースの発見 → (A) (受理面接) → (B) (事前評価) → プランニング(支援計画の作成) → (C) (実際の支援) → モニタリング(経過観察・中間評価) → (D) (事後評価) → ターミネーション(終結)という過程で展開される。</p>	□□□
3	<p>(A) とは、利用者の氏名、住所、家族構成、健康状態、主訴等の概要が一目で理解できるように、(B) 時に記録されるものである。</p>	□□□
4	<p>ソーシャルワークの面接場面においては、利用者との間に(A) を形成することが求められている。</p>	□□□

<p>3</p>	<p>日常生活自立支援事業における福祉サービス利用援助事業の対象者は、判断能力が不十分な者（（ A ））、知的障害者、精神障害者等であって、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な者をいう。）であって、本事業についての（ B ）能力を有していると認められる者である。</p>	<p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>
<p>4</p>	<p>日常生活自立支援事業における福祉サービス利用援助事業の援助の内容は、次に掲げる事項についての情報提供、助言、契約手続、利用手続等の同行または代行等である。</p> <p>① 福祉サービスの利用に関する援助</p> <p>② 福祉サービスの利用に関する（ A ）の利用援助</p> <p>③ 住宅改造、居住家屋の賃借、日常生活上の消費契約および住民票の届出等の行政手続に関する援助その他福祉サービスの適切な利用のために必要な一連の援助</p> <p>④ ①～③に伴う預金の払い戻し、預金の解約、預金の預け入れの手続等利用者の日常生活費の管理（（ B ））および定期的な訪問による（ C ）</p>	<p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>
<p>5</p>	<p>成年後見制度は、精神上の障害により判断能力が不十分な者（（ A ））、知的障害者、精神障害者等）について、（ B ）（法定後見制度の場合）が選任する成年後見人等が、契約の締結等を代わりに行ったり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にそれを取り消すことができるようにすることなどにより、これらの人を不利益から守る制度である。成年後見制度には、「民法」に基づく法定後見制度と、「任意後見契約に関する法律」に基づく任意後見制度がある。</p> <p>法定後見制度として、判断能力を常に欠く状況にある者について「（ C ）」の制度が、判断能力が著しく不十分である者について「（ D ）」の制度が、判断能力が不十分である者について「（ E ）」の制度がある。</p> <p>任意後見制度は、本人があらかじめ「任意後見人」を選んでおける制度である。</p>	<p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>

《第4節 情報提供》

1	<p>福祉サービスに関する情報提供は、1994(平成6)年の(A)法改正によって、初めて法律上規定された((A)法5条の4第2項2号: 条文集 p 66)。</p>	□ □ □
2	<p>社会福祉法 第75条(情報の提供)(条文集 p 21)</p> <p>① 社会福祉事業の経営者は、福祉サービスを利用しようとする者が、適切かつ円滑にこれを利用することができるように、その経営する社会福祉事業に関し(A)を行うよう努めなければならない。</p> <p>② 国及び地方公共団体は、福祉サービスを利用しようとする者が必要な情報を(B)得られるように、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	□ □ □
3	<p>社会福祉法 第77条(利用契約の成立時の書面の交付) (条文集 p 21) 【抜粋】</p> <p>① 社会福祉事業の経営者は、福祉サービスを利用するための契約(厚生労働省令で定めるものを除く。)が成立したときは、その利用者に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。</p> <p>一 当該社会福祉事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>二 当該社会福祉事業の経営者が提供する福祉サービスの内容</p> <p>三 当該福祉サービスの提供につき(A)に関する事項</p> <p>四 その他厚生労働省令で定める事項</p>	□ □ □
4	<p>社会福祉法 第79条(誇大広告の禁止)(条文集 p 22)</p> <p>社会福祉事業の経営者は、その提供する福祉サービスについて広告をするときは、広告された福祉サービスの内容その他の厚生労働省令で定める事項について、著しく事実に(A)する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を(B)させるような表示をしてはならない。</p>	□ □ □